

佐鳴湖活動費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐鳴湖地域協議会(以下、「地域協議会」という。)は、「～みんなでつくる佐鳴湖～佐鳴湖水環境向上行動計画」に基づき推進する総合的な佐鳴湖流域環境保全対策のひとつとして、佐鳴湖浄化に関する市民の取り組みを推進するため、佐鳴湖浄化等に係わる諸活動を行う団体(ただし、企業、行政は除く。)に対し、予算の範囲内において佐鳴湖活動費助成金(以下、「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定める。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金は、非営利目的で、次の各号に掲げる活動を行う団体に対して交付する。なお、団体の構成員は5人以上とする。

(1) 水質に関する活動

佐鳴湖およびその流出入河川の環境調査、浄化に資する活動等

(2) 環境美化活動

佐鳴湖およびその周辺の草刈り、清掃活動等

(3) 学習、啓発活動

佐鳴湖に関する知識、理解を深めるための調査、観察、印刷物の発行、イベントの実施、学校が行う佐鳴湖学習活動等

(4) 動植物の保護に関する活動

佐鳴湖周辺の在来動植物の保護活動等

2 助成金の対象たる活動は当該年度内に完了しなければならない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条に掲げる活動にかかる総事業費から他の補助金・助成金の額を控除した額とし、1団体につき4月初日から翌年3月末日までの年間合計で5万円を上限とする。

ただし、別の団体であっても、申請者の構成員が同年度内の申請者の構成員の2分の1以上が同じである場合は、同一団体とみなす。

なお、行政機関に所属する者に対する旅費、人件費、報奨費、謝礼に類するものは助成金の対象外とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体(以下、「申請者」という。)は、次に掲げる書類を地域協議会長に提出しなければならない。

また、1つの活動に対して、1団体のみが申請できる。

(1) 佐鳴湖活動費助成金交付申請書 (第1号様式)

(2) 団体概要書 (第2号様式)

(3) 収支予算書 (第3号様式)

(審査及び決定)

第5条 地域協議会長は、前条の規定による助成金の交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは、佐鳴湖活動費助成金交付決定通知書（第4号様式）により、交付が適当でないとき認めるときは、その理由を付した佐鳴湖活動費助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(活動の実績報告及び助成金の請求)

第6条 申請者は活動の完了の日から30日以内、又は交付決定のあった年度の3月25日（25日が休日の場合は直前の金曜日）の何れかの早い日までに、活動実績について、次に掲げる書類により地域協議会長に報告し、併せて佐鳴湖活動費助成金請求書（第7号様式）により、助成金の請求をしなければならない。

- (1) 佐鳴湖活動費助成金実績報告書 (第6号様式)
- (2) 収支決算書 (第3号様式)

(助成金の交付)

第7条 地域協議会長は、前条の規定により提出された実績報告書及び請求書を審査のうえ、助成金を交付する。

2 助成金は請求書に記載された指定口座への振込みにより交付する。

(助成金の返還等)

第8条 地域協議会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、助成金の交付決定の取り消し、又はすでに交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 実施する活動内容が助成の目的に反した場合
- (2) 活動が予定の期間内に終了しない場合
- (3) 活動の遂行が困難になった場合

(転売の禁止)

第9条 この助成金によって購入した物品等を他の者に転売してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度地域協議会長が定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）
佐鳴湖地域協議会長

申請者 団体名
住所
氏名
電話
印

佐鳴湖活動費助成金交付申請書

助成金の交付を受けたいので、佐鳴湖活動費助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

助成金交付申請額	¥
総事業費 (消費税及び地方消費税の額を含む)	¥
佐鳴湖活動費以外で支給を受けた補助金、助成金の額	¥
実施予定 年月日	
活動の 目的	
活動の 内容	

活動の 必要性	
活動の 効果	
活動場所	
参加予定 人数	
主な協力 団体名	

第2号様式（第4条関係）

団体概要書

団体が営む 主な活動内容、 目的、実績等	
団体の構成員数	
団体の構成員の 氏名	

申請者が学校の場合は、記載不要。構成員の名簿を添付することも可。

第3号様式（第4条、第6条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額	内容	備考
	円		
	計		

2 支出の部

区分	予算額	内容（算出基礎）	備考
	円		
	計		

交付申請時には収支予算書に○を付け、活動予定内容を記載すること。
実績報告を行う場合には収支決算書に○を付け、領収書またはその写しを添付すること。

第4号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

団体名
氏 名 様

佐鳴湖地域協議会長 印

佐鳴湖活動費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、佐鳴湖活動費助成金交付事業について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 佐鳴湖活動費助成金交付事業
- 2 交付決定番号 _____
- 3 交付決定額 金 _____ 円
- 4 交付の条件 助成金の交付は次の事項の遵守を条件とする。
1) 助成対象以外に使用しないこと。
2) この助成金により購入した物品を転売しないこと。
3) 助成目的に反した場合は、決定の取り消し及び助成金の一部又は全部の返還を求めることがある。
4) 活動実施の関係書類は、活動完了後5年間保存すること。

事務局
静岡県浜松土木事務所企画検査課
浜松市環境保全課
053-453-6144

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 日
号

団体名
氏名 様

佐鳴湖地域協議会長 印

佐鳴湖活動費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、佐鳴湖活動費助成金交付事業について、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 佐鳴湖活動費助成金交付事業
- 2 不交付理由

なお、この決定に不服がある場合は、60日以内に地域協議会長に対し異議申し立てをすることができます。

事務局
静岡県浜松土木事務所企画検査課
浜松市環境保全課
053-453-6144

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）
佐鳴湖地域協議会長

申請者 団体名
住所
氏名
電話
印

佐鳴湖活動費助成金実績報告書

年 月 日付け第 号により、助成金の交付決定を受けた、
佐鳴湖活動費助成金交付事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

交付決定番号	
交付決定額	¥
総事業費 (消費税及び地方消費税の額を含む)	¥
佐鳴湖活動費以外で支給を受けた補助金、助成金の額	¥
実施 年月日	
活動の 内容	
活動の 成果	

今後の 展望 ・ 方針	
活動場所	
参加人数	
主な協力 団体名	

活動内容のわかる写真並びに様式3号 収支決算書を添付すること。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）

佐鳴湖地域協議会長

申請者 団体名
住所
氏名
電話 印

佐鳴湖活動費助成金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった、佐鳴湖活動費助成金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先金融機関名	支店名等	預金種別	口座番号
銀行	本店	普通預金	第 号
信用金庫	支店		
農業協同組合	出張所	当座預金	
フリガナ 口座名義			

印については、交付申請書に押印したものと同一印を使用のこと。